

平成24年第1回定例会

戦略企画雇用経済常任委員会提出資料

◎ 所管事項概要

1 人事委員会事務局	-----	1 頁
2 監査委員事務局	-----	7 頁
3 出納局	-----	15 頁

平成24年5月

人事委員会事務局
監査委員事務局
出納局

平成24年5月

事務事業概要

人事委員会事務局

平成24年度 人事委員会事務局組織図

H24. 4. 1

【 人事委員会 】

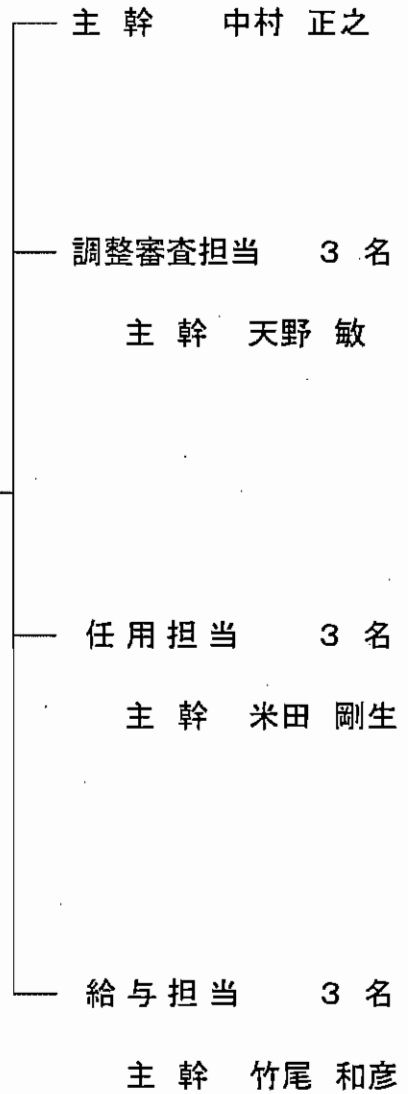
委員長	飯田 俊司
委員	楠井 嘉行
委員	岡 喜理夫

【人事委員会事務局】

事務局長
速水 恒夫

次長
佐々木 俊之

(人事院派遣)
主事 佐宗 満



人事委員会事務局	
定数	12名
現在員	13名 (うち派遣1名)

人事委員会の概要

人事委員会事務局

1 人事委員会の設置

地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、条例で設置する。

(地方自治法第202条の2第1項及び地方公務員法第7条第1項)

2 人事委員会の権限 (地方公務員法第8条第1項、第5項)

(1) 行政的権限

- ① 職員に関する条例の制定・改廃についての議会への意見の申出
- ② 人事行政の運営に関する報告・勧告
- ③ 人事行政に関する調査・研究
- ④ 職員の競争試験及び選考 等

(2) 準司法的権限

- ① 職員への不利益処分に対する不服申立ての審査
- ② 職員から出された勤務条件に関する措置要求の審査

(3) 準立法的権限

人事委員会の権限に属する事項に関する人事委員会規則の制定・改廃

3 人事委員会の組織

[委員の数、選任及び任期]

(1) 人事委員会は、3人の委員をもって組織する。(合議制)

(地方公務員法第9条の2第1項、第4項)

(2) 委員は、適任者のうちから、議会の同意を得て、知事が選任する。

(地方公務員法第9条の2第2項)

(3) 委員の任期は、4年とする。但し、再任を認める。

(地方公務員法第9条の2第10項)

事務事業概要

人事委員会事務局

項目	概要
<p>1 報告、勧告及び意見の申出</p>	<p>1 人事行政の適正な運営を行うため、毎年人事統計調査を行い、報告書を作成しています。</p> <p>2 職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するため、毎年職種別民間給与実態調査を実施しています。</p> <p>3 給料表が適当であるかどうかについて毎年議会及び知事に報告し、給料表等を改正することが適当であると認めるときは、併せて勧告しています。</p> <p>4 職員に関する条例の制定又は改廃の際、議会からの求めに応じ意見を申し出ています。</p>
<p>2 競争試験及び選考の実施</p>	<p>1 職員採用のため、次のような競争試験を実施しています。</p> <p style="padding-left: 40px;">県職員採用候補者A・B・C試験</p> <p style="padding-left: 40px;">市町立小中学校職員採用候補者B・C試験</p> <p style="padding-left: 40px;">警察官採用候補者A・B試験</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 教員の採用試験については、県教育委員会が実施</p> <p>2 職務と職責の特殊性により、選考できる職及びその職への採用資格要件を定め、次のような選考を実施しています。</p> <p style="padding-left: 40px;">獣医師・作業療法士等 採用選考</p> <p style="padding-left: 40px;">身体障がい者を対象とした三重県職員等 採用選考 など</p> <p>3 昇任のための選考を実施しています。</p> <p>4 臨時的任用職員の任用承認を行っています。</p>
<p>3 勤務条件等の審査等</p>	<p>1 職員の勤務条件に関する措置要求が提出された場合、これを審査し、判定し、その結果に基づいて必要な措置を講じています。</p> <p>2 職員に対する不利益な処分について、不服申立てが提出された場合、これを審査し、判定を行っています。</p> <p>3 職員からの相談業務を行っています。</p> <p>4 職員団体の登録等の事務を行っています。</p> <p>5 非現業職員の勤務条件に関し、労働基準監督機関の職権を行使しています。</p>

平成24年度三重県職員等採用候補者試験実施日程（予定）

試験名	受験資格	受験案内・受験申込書配布開始日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日	
三重県職員採用試験	A試験	1 昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 2 平成3年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成25年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	5月15日（火）	5月15日（火）～ 6月4日（月）	6月24日（日）	7月下旬～ 8月上旬	8月中旬
	B試験	昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人	7月6日（金）	7月27日（金）～ 8月27日（月）	9月23日（日）	10月中旬	11月上旬
	C試験	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人					
警察官採用試験	警察官A（平成24年10月採用）	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成24年9月30日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	3月21日（水）	3月21日（水）～ 4月23日（月）	5月12日（土）・ 13日（日）	6月中旬	7月中旬
	警察官A（平成25年4月採用・1回目）	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成25年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	3月21日（水）	3月21日（水）～ 4月23日（月）	5月12日（土）・ 13日（日）	6月中旬	7月中旬
	警察官A（平成25年4月採用・2回目）		7月6日（金）	7月27日（金）～ 8月27日（月）	9月15日（土）・ 16日（日）	10月下旬～ 11月中旬	12月上旬
	警察官B（平成25年4月採用）	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの学歴要件に該当しない人	7月6日（金）	7月27日（金）～ 8月27日（月）	9月16日（日）	10月下旬～ 11月中旬	12月上旬
小中学校職員採用試験	B試験	昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人	7月6日（金）	7月27日（金）～ 8月27日（月）	9月23日（日）	10月下旬	11月上旬
	C試験	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人					

(備 考)

各試験の試験区分、採用予定数は、受験案内・申込書配布開始日までに決定し、詳しくは受験案内に記載します。また、上記日程など試験の一部を変更することがあります。

平成24年5月

事務事業概要

監査委員事務局

監査委員・事務局の組織体制

○監査委員

定数	4人
現在員	4人

代表監査委員 植田 十志夫
 監査委員 青木 謙順
 監査委員 後藤 健一
 監査委員 田中 正孝
 電話 059-224-2920(代表監査委員)

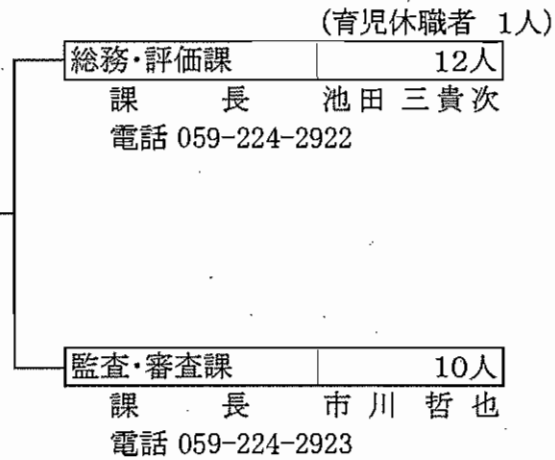
○監査委員事務局

定数	23人
現在員	24人

(育児休職者 1人)

局長 長谷川 智雄
 電話 059-224-2921

次長 宮川 一夫
 電話 059-224-2922



事務事業概要

監査委員事務局

項目	概要
<p>1 定期監査</p> <p>○監査・審査課 課長 市川 哲也 TEL 059-224-2923</p>	<p>本庁(各種委員会を含む。)及び地域機関について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を年1回年間計画に基づき監査する(地方自治法第199条第1項及び第4項)。 平成24年度定期監査対象数 本庁：46箇所、地域機関：177箇所、合計：223箇所</p>
<p>2 行政監査</p> <p>○総務・評価課 課長 池田 三貴次 TEL 059-224-2922</p>	<p>県の事務執行の状況について、経済性、効率性、有効性等の観点から監査する(地方自治法第199条第2項)。 平成24年度は、部局横断的なテーマ監査として「高額物品の管理及び活用について」を実施する。</p>
<p>3 財政的援助団体等の監査</p> <p>○監査・審査課 課長 市川 哲也 TEL 059-224-2923</p>	<p>出資金、貸付金及び補助金等財政的援助を行っている団体等について、財政的援助に係る出納その他事務の執行を監査する(地方自治法第199条第7項)。監査対象については、概ね30団体を抽出して実施する。</p>
<p>4 住民監査請求に基づく監査</p> <p>○総務・評価課 課長 池田 三貴次 TEL 059-224-2922</p>	<p>県の財務会計行為に違法又は不当なところがあるとして、県民から監査の請求があった場合、60日以内に監査を行い、その結果を公表する(地方自治法第242条)。</p>
<p>5 決算審査</p> <p>○監査・審査課 課長 市川 哲也 TEL 059-224-2923</p>	<p>知事から提出された決算書等に基づき、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計に係る決算等の審査を行う(地方自治法第233条第2項、同第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項)。 審査した結果については、一般会計及び特別会計は9月に、公営企業会計は8月に知事に意見書を提出する。</p>
<p>6 例月出納検査</p> <p>○監査・審査課 課長 市川 哲也 TEL 059-224-2923</p>	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納について、毎月例日を定めて検査を実施する(地方自治法第235条の2第1項)。</p>
<p>7 「4指標」等の審査</p> <p>○監査・審査課 課長 市川 哲也 TEL 059-224-2923</p>	<p>知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条)。また、公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条)。 審査した結果については、9月に知事に意見書を提出する。 ただし、法適用公営企業会計については、8月に知事に意見書を提出する。</p>

項 目	概 要
<p>8 監査結果及び 講じた措置の公表</p> <p>○総務・評価課 課長 池田 三貴次 TEL 059-224-2922</p> <p>○監査・審査課 課長 市川 哲也 TEL 059-224-2923</p>	<p>各種監査結果については、議会及び知事等に提出するとともに、県民に公表する。また、指摘した意見に対して知事等が措置した事項についても県民に公表する(地方自治法第199条第9項及び第12項)。</p>

平成 24 年 1 月 13 日 監査委員決定

平成 24 年 4 月 26 日 改正

平成 24 年度監査等執行計画（抄）

I. 基本方針

平成23年に発生した東日本大震災や紀伊半島大水害は、防災、エネルギー等の県民の日常生活に係る新たな課題を浮き彫りにしました。また、少子高齢化の進行は地域コミュニティや経済、産業等社会のあらゆる面に影響を及ぼす懸念があり、時代はまさに大きな転換期を迎えつつあります。

県においては、「みえ県民カビジョン」を策定して新しい三重づくりに取り組んでいくこととしていますが、厳しい財政状況のなか、県民の期待に応え適切な行財政運営が行われるためには、県の取組が効率的に実施され一層のサービス向上が図られているか、財務等の執行が適正に行われているかなどについて検証することが必要であり、従来にも増して監査の役割が重要となっています。

このような状況の下、平成24年度監査を行うにあたり、県政の運営が適正かつより効率的に行われるよう、引き続き、県の事務事業や財務等の執行全般について合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から監査し、その結果に基づき必要な改善を求め、さらにその改善状況について検証・確認することにより、監査の実効性を確保します。

また、各種監査等の結果については、議会及び知事に報告するとともに、県民にわかりやすく情報提供し、監査の透明性と公正性をより高めます。さらに、平成 23 年度監査で改善を求めた事項について、その改善・是正状況を評価し、講じた措置として公表します。

なお、監査の執行にあたっては、監査の実施方法や提出書類等を見直すなど監査対象箇所の事務の効率化を積極的に進めつつ、監査委員事務局職員の専門性の向上や監査結果の質的向上など体制強化を図ります。また、財政的援助団体等監査業務の一部を外部委託します。

II. 実施計画

1. 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

定期監査の実施方法については下記のとおりとするほか、実施計画を別に定めます。

(1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最少の経費で最大の効果を

あげているかに留意し、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているか、また、事業が経済的・効率的・効果的に執行されているか検証・確認します。

監査の執行にあたっては、監査の効率性等を高めるため、財務にかかわる重点監査事項を別途定めて監査を行います。

また、平成 23 年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証していきます。包括外部監査の結果についてもあわせて検証します。

(2) 監査対象年度等

監査対象年度は、原則として平成 23 年度を主体とし、前回監査の実施日以降及び今回監査の実施日までの期間も含めます。

ただし、必要に応じて平成 22 年度以前に実施した事業等も対象とします。

(3) 実施時期

平成 24 年 1 月から 10 月までとします。

(4) 結果報告時期

定期監査結果報告書を作成し、平成 24 年 10 月下旬に公表します。

2. 行政監査（テーマ監査）（地方自治法第 199 条第 2 項）

(1) 執行方針

平成 24 年度の行政監査（テーマ監査）では、事務事業の執行について、経済性・効率性・有効性の視点で監査を実施し、今後の県行政の改善に資するよう意見を述べます。

(2) 監査対象

テーマ「高額物品の管理及び活用について」

(3) 実施時期

平成 24 年 4 月から 25 年 2 月までとします。

(4) 実施方法

行政監査については、「テーマ」の関係部局長に対して実施します。

なお、行政監査の実施方法については、「平成 24 年度行政監査実施要領」を別に定めます。

3. 財政的援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

(1) 執行方針

公益法人制度改革の流れのなかで、外郭団体等の経営の健全化や自主自立化あるいは組織の見直しが一層求められています。

こうした状況の下、県が補助金等を交付している財政的援助団体等における事業や会計処理が適切に行われ、その効果があがっているかなどについて検証・確認します。

(2) 監査対象年度

監査対象年度は、原則として平成 23 年度を主体とし、必要に応じて 22 年度以前に

実施した事業等も対象とします。

(3) 実施時期

実施時期は、原則として平成24年11月から25年2月までとします。

4. 決算審査（地方自治法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項）

(1) 審査対象

- ① 知事から審査に付される「平成23年度三重県歳入歳出決算」及び「平成23年度三重県土地開発基金運用状況」
- ② 知事から審査に付される「平成23年度三重県公営企業会計決算」

(2) 実施時期

- ① 三重県歳入歳出決算等の審査については、定期監査の結果を踏まえ、平成24年7月から9月までとします。
- ② 三重県公営企業会計決算及び三重県病院事業会計決算の審査については、定期監査の結果を踏まえ、平成24年6月から8月までとします。

5. 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

(1) 対象箇所

出納局、企業庁、病院事業庁

6. 健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方財政健全化法第3条（健全化判断比率の公表等）、同第22条（資金不足比率の公表等））

(1) 審査対象

- ① 知事から審査に付される「平成23年度三重県歳入歳出決算」に関する「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率」及び「これらの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」
- ② 知事から審査に付される「平成23年度三重県公営企業会計決算」に関する「資金不足比率」及び「これらの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」

(参考)

年間監査執行計画表

月		定期監査	財援監査	行政監査 (テーマ監査)	決算審査・ 4指標等 (普通)	決算審査・ 資金不足比率 (企業)	例月出納 検 査
24/1月	24年度監査等執行計画と 監査提出書類等の確定 包括外部監査結果報告						(月末) ○
2月	第1回定例県議会 2/15～6/27	↑ 総務事務室 予備監査 ↓		↑ 本監査 ↓			(月末) ◎
3月		↑ 予備監査 〔警察署〕 〔県立学校〕 〔地域機関〕 ↓	監査結果決定 知事・議長へ 報告、公表				(月末) ○
4月		↑ 予備監査 〔地域機関〕 〔企業庁(地域 機関)〕 〔県立病院〕 ↓		↑ 事前調査 ↓			(月末) ○
5月	23年度「講じた措置の 状況」の公表 議会役員改選5/15	↑ 予備監査 〔地域機関〕 〔企業庁(地域 機関)〕 〔県立病院〕 ↓					(月末) ◎
6月		↑ 予備監査 〔企業庁〕 〔病院事業庁〕 ↓					(月末) ○
7月	包括外部監査テーマ 選定通知	↑ 予備監査 〔本庁〕 ↓		↑ 対象箇所選定 ↓	↑ 4指標等審査 (団体) ↓ 4指標等審査 (一般会計等)	↑ 企業庁、 病院事業庁 聴取 ↓ 資金不足 比率審査	(月末) ◎
8月		↑ 総企業、 本監査 ↓ 病院			↑ 決算審査本庁 聴取 ↓		(月末) ◎
9月	第2回定例県議会 9/18～12/19	↑ 総本庁 本監査 ↓ 本監査				↑ 審査意見書決定 知事提出 ↓	(月末) ○
10月			↑ 財援監査実施 方針決定 団体選定(出資 等・補助金) ↓	↑ 予備監査 ↓	↑ 知事提出 ↓		(月末) ○
11月				↑ 予備監査 ↓			(月末) ○
12月			↑ 予備監査 (出資等・補助 金) ↓	↑ 補足調査 ↓			(月末) ○
25/1月	25年度監査等執行計画と 監査提出書類等の確定 包括外部監査結果報告						(月末) ○
2月	第1回定例県議会	↑ 総務事務課 予備監査 ↓		↑ 本監査 ↓			(月末) ◎
3月		↑ 予備監査 〔警察署〕 〔県立学校〕 〔地域機関〕 ↓	監査結果決定 知事・議長へ 報告、公表	監査結果決定 知事・議長へ 報告、公表			(月末) ○

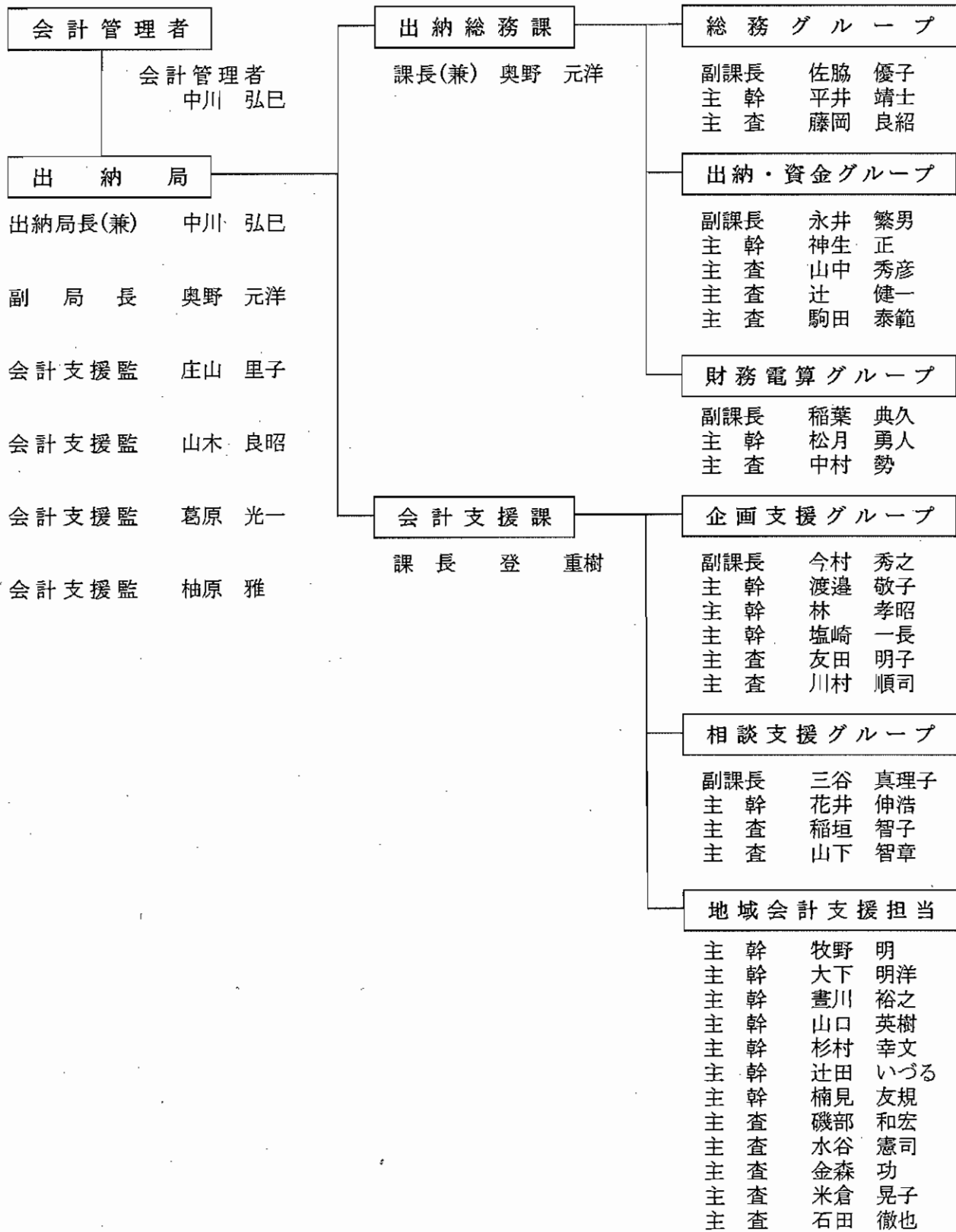
例月出納：◎は委員監査（2月、5月、8月企業会計、2月、5月、8月普通会計）、○は書面監査。
但し、企業会計は7月分を8月の総括本監査時に実施、普通会計の8月は総括本監査時に実施。

平成 2 4 年 5 月

事 務 事 業 概 要

出 納 局

1. 出納局組織図



2. 出納局事務分掌及び事務事業概要

(1) 事務分掌表

出納局	定数	44人
	現在員	45人

(育児休業1名)

出納局長(兼) 中川 弘巳

副局長 奥野 元洋

会計支援監 庄山 里子

会計支援監 山木 良昭

会計支援監 葛原 光一

会計支援監 柚原 雅

出納総務課	16人
-------	-----

課長(兼) 奥野 元洋

総務グループ	4人
--------	----

副課長 佐脇 優子

主幹 平井 靖士

主査 藤岡 良紹

- 1 局内の組織及び職員に関すること。
- 2 局内の予算、経理及び決算に関すること。
- 3 局内の企画（会計規則を除く）及び調整に関すること。
- 4 局内の広聴及び広報に関すること。
- 5 県有自動車の任意保険に関すること。
- 6 三重県証紙条例の施行に関すること。
- 7 三重県県有自動車等管理規則の施行に関すること。
- 8 三重県政府調達苦情検討委員会に関すること。
- 9 その他局内他課の所管に属さないこと。

出納・資金グループ	7人
-----------	----

副課長 永井 繁男
主 幹 神生 正
主 査 山中 秀彦
主 査 辻 健一
主 査 駒田 泰範

- 1 収入及び支出の出納に関すること。
- 2 指定金融機関等に関すること。
- 3 国費に属する支出負担行為の確認及び支出に関すること。
- 4 国の債権管理及び歳入徴収に関すること。
- 5 歳計現金の管理運用及び基金の運用に関すること。
- 6 決算の調製に関すること。
- 7 例月出納検査に関すること。

財務電算グループ	5人
----------	----

副課長 稲葉 典久
主 幹 松月 勇人
主 査 中村 勢

- 1 財務会計システムの運用等に関すること。

会計支援課	23人
-------	-----

課 長 登 重樹

企画支援グループ	6人
----------	----

副課長 今村 秀之
主 幹 渡邊 敬子
主 幹 林 孝昭
主 幹 塩崎 一長
主 査 友田 明子
主 査 川村 順司

- 1 会計規則の運用・見直しに関すること。
- 2 入札・契約の制度に関すること。
- 3 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の施行に関すること。
- 4 物件等電子調達システムの運用に関すること。

相談支援グループ	4人
----------	----

副課長 三谷 真理子
 主 幹 花井 伸浩
 主 査 稲垣 智子
 主 査 山下 智章

- 1 出納局検査（本庁）に関すること。
- 2 会計事務にかかる相談支援（本庁）に関すること。
- 3 物件調達支援（本庁）に関すること。
- 4 会計職員等の研修に関すること。

地域会計支援担当	12人
----------	-----

主 幹 牧野 明
 主 幹 大下 明洋
 主 幹 晝川 裕之
 主 幹 山口 英樹
 主 幹 杉村 幸文
 主 幹 辻田 いづる
 主 幹 楠見 友規
 主 査 磯部 和宏
 主 査 水谷 憲司
 主 査 金森 功
 主 査 米倉 晃子
 主 査 石田 徹也

- 1 出納局検査（地域機関）に関すること。
- 2 会計事務にかかる相談支援（地域機関）に関すること。
- 3 物件調達支援（地域機関）に関すること。
- 4 収入及び支出の出納（地域機関）に関すること。

(2) 事務事業概要

項 目	概 要
<p>出納総務課 〔課長(兼)奥野 元洋〕 〔TEL 059-224-2771〕</p>	
<p>1 出 納 事 務</p>	<p>収納金（県税を除く）が適正に収入されるよう調整するとともに、指定金融機関等を通じて、債権者への支払を行っています。 また、職員の給与支払に伴う所得税、住民税など県の所有に属さない歳入歳出外現金の保管を行っています。</p>
<p>2 指定金融機関等事務</p>	<p>公金の収納及び支払事務を行う県の指定金融機関として、株式会社百五銀行を指定しています。 県税等の収納事務を行う収納代理金融機関として、県内所在店舗を中心に、株式会社三重銀行など計41金融機関を指定しています。 また、指定金融機関等の公金取扱事務について、計画的に検査を実施しています。</p>
<p>3 国 費 事 務</p>	<p>国の法定受託事務として、会計管理者が総務省ほか関係各省の歳入徴収官並びに支出官として、国庫金の徴収及び支出に関する事務を行っています。</p>
<p>4 資金管理運用事務</p>	<p>歳計現金（歳入・歳出に属する現金）は、安全性の確保を前提に、支払準備金に支障のない範囲において効率的な運用に努めています。 また、基金の運用についても、確実かつ効率的な運用に努めています。 これら県資金にかかるペイオフ対策としては、県債との相殺枠の活用、国債等での債権運用を行っています。</p>
<p>5 決算調製事務</p>	<p>一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の調製を行い、知事に提出しています。</p>
<p>6 県有自動車任意保険</p>	<p>県有自動車（公営企業会計等除く）の事故処理を迅速かつ適正に行い、職員の事故の相手方との折衝に費やす時間及び精神的負担等の軽減を図るため、任意保険に加入しています。</p>
<p>7 財務会計システムの運用</p>	<p>会計事務を行う各所属が正確かつ迅速に業務執行できるよう、財務会計システムの円滑な運用に努めています。</p>

項 目	概 要
会計支援課 [課長 登 重樹] [TEL 059-224-2772]	
1 不適切・不適正な 会計事務の未然 防止	<p>各所属の出納員・会計職員が行う会計事務を身近なところで、日常的にサポートするため、事前相談・検査、巡回相談・事後検査等を行うとともに、会計職員の習熟度に応じたOJT研修を実施するなど、きめ細かな対応を行うことにより、不適切・不適正な会計事務の未然防止に努めています。</p>
2 入札・契約制度 の構築・改善	<p>会計事務の公平性、透明性の確保を前提に、会計事務の簡素効率化を図るため、公正でより競争性が高く、地域産業（事業者）の育成にも貢献するバランスのとれた入札・契約制度の構築に努めるとともに、必要に応じて入札・契約制度の見直しを行っています。</p>
3 物件等電子調達 システムの運用	<p>インターネットを介して入札を行う「物件等電子調達システム」を運用し、公正、公平で、より透明性、競争性の高い物件調達に努めています。</p> <p>また、県内要件、地域要件の設定により、県内・地域内事業者の育成にも努めています。</p>
4 会計規則、マニ ュアルの見直し	<p>適正・的確な会計事務の確保並びに会計事務の簡素・効率化を図るため、会計事務担当職員等との意見交換やアンケート調査等により、会計規則や関係諸規定、会計事務マニュアル等の整備・見直しを行っています。</p> <p>また、改正内容の周知徹底を図るため、職員への研修、説明会を実施しています。</p>
5 会計研修の実施	<p>新任研修、実務研修、専門研修などの研修メニューを体系的に整備するとともに、集合研修、訪問研修や業務経験に応じたOJT研修等により、会計職員の人材育成を行っています。</p>

出納局の役割について

財務会計の事務を処理する会計機関には、執行機関と出納機関とがあります。

執行機関とは収入、支出及び出納を命令する機関で、出納機関はその命令に従って現実に収納、支払及び出納を行う機関です。

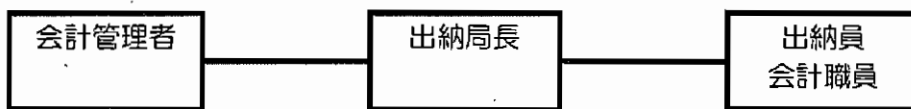
これは、分立による内部牽制制度として適正な財務会計の運営を図るため、地方自治法上で、財務会計の運営を、執行権限を持つ執行機関と審査権限を持つ出納機関に分離させていることによるものです。

執行機関を代表するのは普通地方公共団体の長で、出納機関を代表するのは会計管理者です。

執行機関



出納機関



執行機関である首長の担任する主な財務事務（法149条）

- ① 議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること
- ② 予算を調製し、及びこれを執行すること
- ③ 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は使用料を徴収し、及び過料を科すること
- ④ 決算を議会の認定に付すること
- ⑤ 会計を監督すること（検査・相談・指導）
- ⑥ 財産を取得し、管理し、及び処分すること

出納機関である会計管理者がつかさどる主な事務（法170条②）

- ① 現金の出納及び保管を行うこと
- ② 小切手を振り出すこと
- ③ 有価証券の出納及び保管を行うこと
- ④ 物品の出納及び保管を行うこと
- ⑤ 現金及び財産の記録管理を行うこと
- ⑥ 支出負担行為に関する確認を行うこと（首長の命令に対する審査権・法232の4）
- ⑦ 決算を調製し、これを首長に提出すること

（地方自治法抜粋）

法232の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2. 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

（三重県行政組織規則抜粋）

第19条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

（以下抜粋）

職	組織	職務
出納局長	出納局	県政運営の全般に参画し、知事及び会計管理者の命を受けて出納局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。